

介護に関する両立支援制度の併用について

(同一の要介護者を介護する場合)

	介護休暇 (時間単位)	介護時間	短期介護休暇	介護を行う職員 フレックスタイム制	早出遅出勤務	休憩時間の短縮	休憩時間の延長
介護休暇(時間単位)		× ※1	○	○	○	△ ※2	△ ※2
介護時間	× ※1		○	○	○	△ ※2	△ ※2
短期介護休暇	○	○		○	○	△ ※2	△ ※2
介護を行う職員の フレックスタイム制	○	○	○		× ※3	△ ※2	× ※3
早出遅出勤務	○	○	○	× ※3		△ ※2	△ ※2
休憩時間の短縮	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2		△ ※4
休憩時間の延長	△ ※2	△ ※2	△ ※2	× ※3	△ ※2	△ ※4	

※1 同一の要介護者を介護する場合、介護休暇を使用。

※2 併用する制度の承認後に休憩時間の短縮・延長の手続を行う場合、承認されていた勤務時間が変更されることに伴い、併用する制度について、再度請求が必要となる場合がある。

※3 フレックスタイム制の設定により対応が可能(コアタイム等、フレックスタイム制の基準を満たすことが必要。)

※4 休憩時間が複数回置かれている場合。